

答 申 個 第 1 3 4 号
令 和 5 年 1 1 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年8月29日付け保障第322号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

相談受付票、プロフィール票及び個別支援計画書の記載事項の根拠が分かる文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第314号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年6月24日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

審査請求人が作成した相談受付票に●●かがやき元職員（以下「元職員」という。）が行った書込み内容並びに元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書について

ア 事実のとおりに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠

イ 精神医学のとおりに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠

ウ 発達障害者支援法2条の2第2項及び3条4項のとおりに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠

エ 公文書等の管理に関する法律4条及び34条のとおりに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠

- (2) 処分庁は、本件請求内容のすべてについて、事実や法等に基づき記載していることを具体的に示す公文書を取得、作成していない、という理由から不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年7月11日付けで、その旨及び理由を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和4年7月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやきの運営について

京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）は、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンター

として平成17年11月に開設し、その運営を社会福祉法人京都総合福祉協会へ委託して事業を実施している。

各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。

かがやきは子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、かがやきの業務のうち「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る文書について

本件請求は、元職員による相談受付票への書込み内容や、元職員の作成したプロフィール票及び個別支援計画書それぞれについて、請求内容アでは事実のとおりに書かれていること、請求内容イでは精神医学のとおりに書かれていること、請求内容ウでは発達障害者支援法第2条の2第2項及び第3条第4項のとおりに書かれていること、請求内容エでは公文書等の管理に関する法律第4条及び第34条のとおりに書かれていることが判断できる事由及び根拠を求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

処分庁としては、かがやき職員は、発達障害者支援法やその他の関係法令に基づいて支援を行うことが職務であり、元職員をはじめとするかがやきに勤務する職員は、それぞれ担当した相談者についてプロフィール票及び個別支援計画書を適切に作成しているものと認識している。また、かがやきが相談等の支援を行うに当たって、職員が相談者から聞き取った内容を踏まえ、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載した相談受付票の書込み等の内容や、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などを記載した内容については、当該職員が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものであり、当該記載内容について、必ずしも本市が作成又は取得した公文書を根拠としているものではない。

したがって、本件請求に係る文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は「上記の全てについて、事実や法等に基づき記載していることを具体的に示す公文書を取得、作成していない。」という不存在事由を挙げているが、仮に其の通りであれば元職員は如何なる事由及び根拠に基づいて個別支援計画書等を作成しているのか。当

該事由及び根拠を記す文書等の根拠提出を要求する。当該文書等が「公文書」で無ければ其れは何か。書籍か、雑誌か、其れ等以外の媒体か、或いは、元職員が個別支援計画書等に事実と異なる嘘を書いているので精神医学にも法律にも基づいていないだけであるのか。

- (2) 処分庁は本件請求文書を「作成していない。」と答えているが其れは何故か。仮に其の通りであれば此れは公文書等の管理に関する法律 4 条及び 3 4 条に違反しており、何故なら同法 4 条に於いて「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているからである。又処分庁は同法 4 条に違反して本件請求文書を「作成していない。」事由を本件決定通知書に於いて答えになっていないので此れは行政手続法 8 条 1 項に違反している。抑々、本件請求文書の存否以前に、元職員は如何為る事由及び根拠に基づいて個別支援計画書等を作成しているのか。前述の通り、元職員が個別支援計画書等に事実と異なる嘘を書いているので、精神医学にも法律にも基づいていないだけであるのか。仮に其の様な内情があるのであれば行政手続法 8 条 1 項に基づいて不存在事由と為る内情を本件決定通知書に明記しなければならない。

- (3) 反論は口頭意見陳述時※に行う。

※ 行政不服審査法第 3 1 条に基づく口頭意見陳述を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、元職員による相談受付票への書込み内容や、元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書それぞれについて、事実のとおりに書かれていること、精神医学、発達障害者支援法第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 条第 4 項並びに公文書等の管理に関する法律第 4 条及び第 3 4 条のとおりに記載されていることが判断できる事由及び根拠を記す公文書を求めたものである。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、元職員を含むかがやき職員が相談者から聞き取った内容を踏まえ、必要と認められる情報を記載した相談受付票の書込み等の内容や、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などを記載した内容については、当該職員が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものであり、特段、何らかの公文書に基づくものではないことから、請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、相談受付票、プロフィール票及び個別支援計画書の記載事項について、判断根拠となる公文書があるはずだと主張する。

ウ 一般に、相談業務に従事する職員が面談時に相談者から聞き取った情報を記録する場合、当該記録の作成目的に応じて自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載するものである。また、相談者の状況に応じた支援目標を定めるに当たっては、当該職員が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものである。

したがって、本件では、元職員が行った相談受付票への書込み内容や、支援に当たって作成した個別支援計画書等について、それらの記載内容が事実や法令等に沿った内容であると判断できる公文書の特定が求められているが、このような場合に該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

エ 以上から、当審査会は、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年	8月29日	諮問
	9月28日	諮問庁からの弁明書の提出
令和5年	8月29日	審査請求人から反論書の提出
	10月 3日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第6回会議）
	11月 8日	審議（令和5年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する第33条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）